

議案第39号

三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町国民健康保険条例(昭和35年2月三宅町条例第52号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月4日提出
三宅町長 森田 浩 司

三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険条例(昭和35年2月三宅町条例第52号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還をもとめられてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月4日 提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町国民健康保険条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
第14条 町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。	第14条 町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還をもとめられてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。